

## 新潟県病院局管理規程第4号

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年1月29日

新潟県病院事業管理者 岡 俊幸

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程

新潟県立病院の料金に関する規程（昭和39年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が書かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(料金)	(料金)
<b>第2条</b> (略)	<b>第2条</b> (略)
別表 (第2条関係)	別表 (第2条関係)
1～2 (略)	1～2 (略)
3 入院室料差額	3 入院室料差額
(1) 特別S室 1日につき 17,930円	(1) 特別S室 1日につき 17,930円
(2) 特別A室 1日につき 8,750円	(2) 特別A室 1日につき 8,750円
(3) 特別B室 1日につき 6,050円	(3) 特別B室 1日につき 6,050円
(4) 特別C室 1日につき 5,180円	(4) 特別C室 1日につき 5,180円
(5) 特別D室 1日につき 3,560円	(5) 特別D室 1日につき 3,560円
(6) A室 1日につき 2,380円	(6) A室 1日につき 2,380円
(7) B室 1日につき 1,730円	(7) B室 1日につき 1,730円
ただし、 <u>小上がりを設置する場合は、3,240円を増額する。</u>	ただし、 <u>電話を設置しない場合は、220円を減額する。</u>
また、病院長は、病院局長の承認を受けて当該各号に定める額の範囲内の料金を定めることができる。	また、病院長は、病院局長の承認を受けて当該各号に定める額の範囲内の料金を定めることができる。
4～7 (略)	4～7 (略)
8 医師面談料	8 医師面談料
<u>(1) 保険会社（生命保険、損害保険等）調査員と医師が面談を行った場合 1回につき 5,400円</u>	<u>1回につき 5,400円</u>
<u>(2) (1)以外の場合 1回につき 3,240円</u>	
9～19 (略)	9～19 (略)
20 人工妊娠中絶手術料	20 人工妊娠中絶手術料
(1) 妊娠満12週 <u>未満</u> のもの 1件につき 108,000円	(1) 妊娠満12週 <u>まで</u> のもの 1件につき 108,000円
(2) 妊娠満13週から妊娠満22週 <u>未満</u> のもの 1件につき 216,000円	(2) 妊娠満13週から妊娠満22週 <u>まで</u> のもの 1件につき 216,000円
21～38 (略)	21～38 (略)
39 外来妊産婦保健指導料 1件につき <u>5,000円</u>	39 外来妊産婦保健指導 1件につき <u>4,500円</u>
40 HBV分子系統解析検査 1件につき <u>320円</u> に、病院における検査委託金額に1.08を乗じて得た額を加えた額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）	40 HBV分子系統解析検査 1件につき <u>260円</u> に病院における検査委託金額を加えた額に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）
41 HBVサブジェノタイプ判定検査 1件につき <u>320円</u> に、病院における検査委託金額	41 HBVサブジェノタイプ判定検査 1件につき <u>260円</u> に病院における検査委託金額

改正後	改正前
に1.08を乗じて得た額を加えた額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）	加えた額に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）
42 ペプシノゲン検査 1件につき <u>2,250円</u> に、病院における検査委託金額に1.08を乗じて得た額を加えた額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）	42 ペプシノゲン検査 1件につき <u>2,200円</u> に病院における検査委託金額を加えた額に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）
43 (略)	43 (略)
44 アミノインデックス検査 1件につき <u>2,250円</u> に、病院における検査委託金額に1.08を乗じて得た額を加えた額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）	44 アミノインデックス検査 1件につき <u>2,200円</u> に病院における検査委託金額を加えた額に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）
45 遺伝子性乳がん・卵巣がん遺伝子検査 (1) (略) (2) カウンセリング料 <u>10,510円</u>	45 遺伝子性乳がん・卵巣がん遺伝子検査 (1) (略) (2) カウンセリング料 <u>5,260円</u>
46 (略)	46 (略)
備考 (略)	備考 (略)

#### 附 則

- 1 この規程は、平成31年2月1日から施行する。
- 2 改正後の規程は、平成31年2月1日以降の利用に係る料金から適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。